

階段を上り下りするとき、手を自然に手すりに添えることがあると思います。このとき手すりは、階段を上るう(下りよう)とする体の動きをスムーズに誘導してくれています。このように、体を移動させるときに用いる手すりを「ハンドレール」と呼びます。階段や廊下などに多く設置され、その上に手を滑らせながら使います。そしてもう一つ「グラブバー」と呼ばれる手すりがあります。こちらはしっかりと握って、身体がふらつかないように支える働きをします。立ち上がりや戸の開け閉めなどの動作を行う場面で活躍するものです。

住まいの中の手すり

このように「移動の補助」をする手すりとして「動作の補助」をする手すりを上手に使いこなすためには、使い方に合わせた適切な形を選択することが大切です。住宅内では主に次のような場面で手すりが活躍します。



廊下の
歩行



段差の歩行
建具の開け閉め
立ち上がりや腰掛け
浴槽の出入り

今年の春に手すりを取り付け、床段差の解消をされたという中野さんのお宅にお邪魔しました。

住宅改修のきつかけ

中野さんは要介護の認定を受けており、手すりの取り付け工事の際に、介護保険における「住宅改修費の支給」のサービスを利用されたそうです。ご主人の介護度が上がり、老人介護支援センターのケアマネジャーから住宅改修のア

ドバイスを受けたのをきっかけに、ご主人のための住環境づくりに取り組むことになったそうです。

介護保険と住宅改修

「住宅改修費の支給」は、介護保険サービスの一つです。支給限度基準額(対象となる工事費用の限度額)は、20万円。利用者の負担は、基準額以内であれば工事費用の1割です。ただし、転居したときや、要介護状態が変更になったときには、改めて基準額が設定されます。支払いは、原則として利用者が施工者に費用を全額支払った後に、市から支給対象となった工事費用の9割相当額が償還払いされます。

支給の対象となる工事種別は細かく決まっています。中野さんのお宅ですと、手すりの取り付けは住宅改修費支給の対象になります。が、浴室にすのこを置いて床段差を解消したのは、福祉用具の活用による住宅改修ということで、「福祉用具購入費の支給」のサービスを利用することができました。大館市の「住宅改修費の支給」利用状況(平成15年度)を示す資料を見ると、4月から6月まで28件の利用があります。そのうち20件が手すりの取り付け工事を行って

います。市役所では、長寿支援課介護保険係が窓口になっています。また、経済的側面からの居住支援として、「高齢者住宅整備資金貸付事業」があります。こちらは長寿支援課高齢者福祉係が窓口となっていて、60歳以上の高齢者と同居する親族に対して、高齢者の専用居室などの増改築に必要な資金をお貸しする制度です。

要支援・要介護の認定を受けているかたは在宅支援センターに相談して、いろいろなサービスの利用を検討されてみてはいかがでしょうか。なお、工事するにあたっては信頼できる業者をお願いしてください。

「住宅改修費の支給」利用状況

